

こどもの健康情報 場所:ココット (小川町子育て総合センター)

事業名	対象児等	実施日時	母子健康手帳はココットで交付します 妊娠が確認できるもの(診察券など)、本人確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。その際、マイナンバーの記入が必要です。妊婦さんにお話を伺います。時間に余裕をもってお越しください。本人が来られない場合は、お問合せください。
乳児健診	4か月児健診 (R2.1月生) 10か月児健診 (R1.7月生)	5月21日(休)	①午後1時25分～45分受付 ②午後2時25分～45分受付
幼児健診①	1歳6か月児健診 (H30.9・10月生)	5月27日(休)	
	2歳児健診 (H29.11月生)		
	3歳児健診(H28.12/1～12/15生)		
幼児健診②	1歳6か月児健診 (H30.11月生)	6月4日(休)	
	2歳児健診 (H29.12月生)		
	3歳児健診(H28.12/16～H29.1/15生)		
乳幼児健康相談(予約制)	対象：就学前までの乳幼児とその保護者。 ※保護者はお1人まででお願いします。	5月14日(休) 午前9時30分～11時受付 6月11日(休)	
ママ・パパ教室(予約制)	対象：妊婦さんとご主人(パートナー) 内容：妊娠・出産・育児について学ぶ	※中止。個別の相談はお受けしますので、お問合せください。	

※乳幼児健診は5月16日～6月15日の間で実施する日程を掲載しています。対象の方には該当日の約1か月前に通知します。持ち物等をご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を延期する場合があります。該当の方には連絡します。

子育て支援センター (ココット内)

利用時間 月～土 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分 ☎71-6811  
 休館日：日・祝 ブログ <https://ameblo.jp/ogawa-kosodate/>

【6月の行事】

- 2日(火) 子育て講座 乳幼児とママの3B体操※
- 3日(水) ぴよぴよサロン 栄養相談
- 5日(金) 子育て講座 虫歯予防※
- 9日(火) 子育て講座 親子でストレッチ※
- 10日(水) 発育測定・発育発達相談
- 12日(金) 一時預かり※
- 16日(火) チェロコンサート
- 17日(水) ぴよぴよ講座 離乳食体験※
- 19日(金) みんなの広場 おしゃれカタツムリ※
- 23日(火) 一時預かり※
- 24日(水) ぴよぴよサロン 0歳児のおはなし会※
- 26日(金) 誕生会
- 27日(土) ベビーサイン※
- 30日(火) 子育て講座 赤ちゃん育児の防災グッズ講座※

対象 小川町在住の0～6歳児(未就学児)とその保護者等

登録 初回利用時に同センターで登録し、利用証を発行します。費用 無料

ひろば(定例事業) \*午前10時30分～11時

- おはなし広場：毎週月曜日
- のびのび広場：毎週木曜日
- みんなの広場：第3金曜日
- 誕生会：第4金曜日

6月の子育て講座 ※は事前予約が必要です。

時間 午前10時30分～11時30分

申込み 5月23日(土) 午前9時30分～  
 子育て支援センター窓口、電話、メール  
 (ogawamachi@happy-kosodate.jp)  
 いずれかでお申込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、今後の内容を変更する場合があります。

\*5月の行事は「広報おがわ」4月号をご覧ください。

\*対象・定員・持ち物等、詳細は「子育て支援センターつうしん・ブログ」をご覧ください。

\*こちらのQRコードから、簡単にブログにアクセスできます。

\*ブログで読者登録すると更新情報をメールで受取ることができます。



子どものしあわせのために こんな制度があります 該当する方は相談を・・・

こども医療費支給制度

子どもが医療保険制度で医療にかかった場合、保険診療分として支払った医療費(通院・入院：中学3年生まで)が支給される制度です。

支給方法 あらかじめ登録申請していただき、受給資格登録済みの保護者の方には、こども医療費受給資格証(みどり色カード)を交付します。

\*町の協定医療機関で受診した場合、窓口での支払いが不要です。

\*協定医療機関外で受診した場合は、一旦窓口で支払っていただいた後、所定の医療費支給申請書で申請をしてください。審査のうえ指定された受給者の口座へ振り込みます。

児童手当制度

中学3年生までの子どもを育てている方に支給される手当です。出生や転入など新たに受給資格が生じた場合は15日以内に手続きをしてください。児童手当は、国、県、町及び事業主負担により支給されるものです。

支給方法 6月(2～5月分の手当)・10月(6～9月分の手当)・2月(10～1月分の手当)に指定された金融機関の口座へ振り込みます。

児童扶養手当制度

18歳未満の子どもを育てている方で、次のいずれかに該当する方に支給される手当です。

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 父または母が重度の障害の状態にあり、子どもを養育している父または母
- 親にかわって子どもを養育している方

\*所得制限・公的年金併給調整があります。

支給方法 1月(11、12月分の手当)・3月(1、2月分の手当)・5月(3、4月分の手当)・7月(5、6月分の手当)・9月(7、8月分の手当)・11月(9、10月分の手当)に指定された金融機関の口座へ振り込みます。※令和2年4月分から手当額が改定されました。

月額 第1子「42,910円～10,120円」から「43,160円～10,180円」、  
 第2子「10,140円～5,070円」から「10,190円～5,100円」、  
 第3子以降「6,080円～3,040円」から「6,110円～3,060円」に変更。

ひとり親家庭等医療費支給制度 \*所得制限があります

18歳未満の子どもを育てている母子家庭・父子家庭の方及び親にかわって子どもを養育している方と子どもが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が支給される制度です。

支給方法 あらかじめ登録申請していただき、所定の医療費支給申請書で申請をしてください。審査のうえ指定された金融機関の口座へ振り込みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 \*所得制限があります

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉の増進のために各種必要な資金を貸し付ける制度です。

- 修学資金(子どもが高等学校・大学等で学ぶための授業料等)
- 就学支度資金(子どもの入学に必要な入学金や被服等を購入するための資金)
- 修業資金(子どもが就職するのに必要な知識等を習得するための資金)ほか

特別児童扶養手当制度 \*所得制限があります

精神または身体に障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

支給方法 4月(12～3月分の手当)・8月(4～7月分の手当)・11月(8～11月分の手当)に指定された金融機関の口座へ振り込みます。

※令和2年4月分から手当額が改定されました。1級 月額「52,200円」から「52,500円」、  
 2級 月額「34,770円」から「34,970円」に変更。

未熟児養育医療給付制度

出生体重が2,000グラム以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、指定医療機関で医師が入院治療を必要と認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。

支給方法 世帯の所得税に応じて、一部負担金が生じますが、こども医療費の申請書を記入することにより、一部負担金を支払いする必要はありません。

※以上の制度はすべて申請制度です。子育て支援課へ申請してください。